

よくわかる 介護保険制度

(平成12年4月スタート)

Q&A 1

Q 介護保険制度って
どんな制度なの？

A みなさんが病気になったときお医者さんにかかるように、保険料を出しあって介護が必要なときサービスが受けられる制度です。

Q どんなサービスを
受けられるの？

A 主に次のようなサービスが受けられます。

訪問介護

家庭を訪問して入浴、排泄、食事などの介護や日常生活のお世話をします。

日帰り介護

施設で食事や入浴などのサービスを行います。

短期入所

特別養護老人ホームや病院などに短期間入所してもらい、医療や介護サービスを行います。

住宅改善

手すりをつけたり部屋のさかいの段差をなくす工事をします。

訪問看護

医師の指示によって看護婦などが家庭訪問して看護を行います。

福祉用具の貸与・購入費の支給

介護に必要な用具の貸出や購入費の支給をします。

施設サービス

自宅で生活ができないときは特別養護老人ホームや長期間の療養に適した病院などでサービスが受けられます。



Q 保険料はどのように
納めるの？

A 一定額以上の年金を受けている65歳以上の人は年金から天引きされます。
また40歳以上65歳未満の医療保険に入っている人は、医療保険料として納めます。

Q 保険料は
いくらなの？

A 毎月の保険料は2,500円程度（平成7年度価格）と見込まれます。介護サービスを受けたとき、利用者は費用の1割を負担します。施設を入院・入所で利用すると食事の標準負担額がかかります。